

障害福祉サービス事業者等の運営指導 における主な指摘・指導事項について

福井県健康福祉部地域福祉課 福祉指導監査G

1. 施設運営関係

- 1) 人員配置基準
- 2) 運営規程・重要事項説明書・契約書等
- 3) 利用料等

1) 人員配置基準

【指導事項】

複数施設やサービスを兼務している職員について、各施設ごとの労働時間等がシフト表や出勤簿、タイムカード等で明確になっていない。

各サービスごとの必要人員を常に把握し、毎月ごとの勤務表を作成する際に、人員配置基準を満たしているか確認すること。

新たに事業を開始した場合や定員を変更した場合等の平均利用者数について、基準をよく確認した上で算出し、適切な人員配置を行うこと。

2) 運営規程・重要事項説明書・契約書等

【指導事項】

運営規程、重要事項説明書に記載されている内容が実態と合っていない（営業日、営業時間、従業員の勤務体制、定員、利用料等）。

運営規程、重要事項説明書、契約書の整合性がとれていない。

重要事項説明書に苦情相談窓口が記載されていない。

⇒以下の窓口を記載すること。

①事業所の窓口

②利用者の受給者証を発行している市町の障がい福祉サービス所管課の窓口

③福井県社会福祉協議会の運営適正化委員会の窓口

重要事項説明書に第三者評価の実施状況の有無が記載されていない。

⇒実施していなくても、していない旨を記載すること。

3) 利用料等

(共同生活援助・施設入所支援等)

【指導事項】

食材費について、実際に食事等に要した経費よりも利用者から多く費用を徴収していた。

【留意事項】

食材費として徴収した額について適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材費等（※）の額に残額が生じた場合には、清算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材費等として適切に支出する等、適正に取り扱うこと。

※光熱水費、日用品費等についても同様

2. 処遇・サービス関係

- 1) 個別支援計画
- 2) 身体拘束等の禁止
- 3) 虐待の防止
- 4) 業務継続計画の策定
- 5) 衛生管理等
- 6) その他

1) 個別支援計画

【令和6年度改正事項における指導事項】

New !

個別支援計画を作成した際に、当該計画を相談支援事業所に交付していない。

⇒令和6年度より、利用者（保護者）だけでなく相談支援事業所にも交付することが義務化

(生活介護)

New !

個別支援計画において、生活介護を行うための標準的な時間を位置付けていない。

⇒生活介護サービス費の基本報酬は、利用者の障害支援区分、利用定員および所要時間に応じて報酬単価を算定することとしている。

所要時間とは、現に要した時間ではなく、個別支援計画に基づいて行われるべき生活介護を行うための標準的な時間をいい、その標準的な時間に基づき報酬を算定する。このため、個別支援計画に標準的な時間を定めなければならない。

⇒個別支援計画に定めた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、計画の見直しを検討すること。

1) 個別支援計画

【令和6年度改正事項における指導事項】

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

個別支援計画において、児童発達支援・放課後等デイサービスを行うための標準的な時間を位置付けていない。

⇒児童発達支援給付費および放課後等デイサービス給付費の基本報酬区分は、時間区分（サービス提供時間）、障がい児の医療的ケア区分および利用定員に応じて算定することとしている。

サービス提供時間とは、現に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うための標準的な時間をいい、その標準的な時間に応じた報酬を算定する。このため、個別支援計画に標準的な時間を定めなければならない。

⇒個別支援計画に定めた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、計画の見直しを検討すること。

1) 個別支援計画

New !

【令和6年度改正事項における留意事項】

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

・指定児童発達支援事業者等は、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児およびその保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

・支援において、5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とする。個別支援計画において5領域とのつながりを明確化すること。

(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

・5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表しなければならない。

⇒令和7年度より支援プログラムの策定・公表が義務化、減算対象に！！

児童発達支援
居宅訪問型児童発達支援
放課後等デイサービス

所定単位数の15%の減算

1) 個別支援計画

New !

【令和6年度改正事項における留意事項】

(その他サービス)

事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

個別支援計画の作成に当たり、

- ・ 利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。
- ・ 個別支援会議等について、原則として利用者本人が参加するものとし、利用者の生活に対する意向等を改めて確認すること。

1) 個別支援計画

【その他指導事項】

個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）を行った際にその結果の記録が残っていない。

個別支援計画の内容について同意を得る前にサービスの提供を開始している。

個別支援計画に同意日の記載がない。

居宅介護等のサービスについて、所要時間や日程、担当する従業者の資格等が記載されていない。

1) 個別支援計画

【留意事項】

- ・ 個別支援計画の流れについて（全サービス共通）

- ①フェイスシート（利用者の基本情報の把握）
- ②アセスメント（利用者と面接し、利用者のおかれた環境や日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等を把握）
- ③計画の原案作成
- ④個別支援会議の実施
- ⑤利用者（保護者）に説明し同意を得る
- ⑥利用者（保護者）および相談支援事業所に交付
- ⑦モニタリング（計画の実施状況の把握）

2) 身体拘束等の禁止

【指導事項】

身体拘束適正化検討委員会を開催していない（年1回以上）。

従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施していない（年1回以上）。

2) 身体拘束等の禁止

【留意事項】

身体拘束等の適正化について以下の措置を講じること。

- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録
- ②身体拘束適正化検討委員会を年1回以上開催しその結果を従業者に周知徹底
- ③身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施

令和6年度より、①～④を実施していない場合、減算に！！

New!

施設・居住系サービス・・・所定単位数の10%の減算
訪問・通所系サービス・・・所定単位数の1%の減算

3) 虐待の防止

【指導事項】

(全サービス共通)

虐待防止委員会を開催していない（年1回以上）。

従業員に対し、虐待防止のための研修を実施していない（年1回以上）。

3) 虐待の防止

【留意事項】

(全サービス共通)

虐待の防止について以下の措置を講じること。

- ①虐待防止委員会を年1回以上開催し、その結果を従業員に周知徹底
- ②従業員に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を配置

※虐待と身体拘束の委員会および研修は一体的に実施してもOK

令和6年度より①～③を実施していない場合、減算に！！

New !

全サービス共通・・・所定単位数の1%減算

4) 業務継続計画の策定

【指導事項】

(全サービス共通)

業務継続計画を策定していない。

業務継続計画の内容が事業の実態と合っていない。

従業者に対して、業務継続計画に基づく研修および訓練を実施していない
(年1回以上)。

New!

【留意事項】

業務継続計画未策定の場合、令和6年度より減算に！！

(令和7年3月31日までの間一定の条件のもと経過措置あり)

施設・居住系サービス・・・所定単位数の3%

訪問・通所系サービス・・・所定単位数の1%

業務継続計画に基づく研修および訓練(年1回以上)も義務化

5) 衛生管理等



【指導事項】

感染症および食中毒の予防、まん延防止のための対策を検討する委員会を開催していない。

感染症および食中毒の予防、まん延防止のための研修、訓練を実施していない。

New!

【留意事項】

衛生管理について、以下の措置を講じることが令和6年度より義務化！！

- ①感染症および食中毒の予防、まん延防止のための対策を検討する委員会を定期的（訪問系サービスは6月に1回以上、その他は3月に1回以上）に開催
- ②感染症および食中毒の予防、まん延防止のための指針を整備
- ③従業者に対し、指針に基づいた研修および訓練を定期的（訪問系サービスは年1回以上、その他は年2回以上）実施

6) その他

【令和6年度改正事項における指導事項・留意事項】
(施設入所支援・共同生活援助)

New!

利用者およびその家族、地域住民の代表者、当該サービスについて知見を有する者ならびに市町の担当者等により構成される協議会（地域連携推進会議）をおおむね1年に1回以上開催していない。

また、当該地域連携推進会議の構成員が当該事業所を見学する機会がおおむね1年に1回以上設けられていない。

⇒令和7年度より地域連携推進会議の開催等が義務化！！

(施設入所支援)

利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（地域移行等意向確認等）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めていない。

また、地域移行等意向確認担当者を選任していない。

⇒令和8年度より地域移行等意向確認等に関する指針の策定及び担当者の選任が義務化！！

6) その他

【令和6年度改正事項における指導事項・留意事項】

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

New!

障害児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練、その他事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）が策定されていない。

⇒令和6年度より安全計画の策定が義務化！！

New!

}

6) その他

【その他指導事項】

法定代理受領により市町から給付費の支給を受けた際にその額を利用者に通知していない。

(施設・居住・通所系サービス)

防犯対策について、様々な場面や時間を想定した不審者対応訓練等を実施していない。

非常災害対策について、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施していない。

(就労継続支援B型)

工賃の目標水準および前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額について、利用者に通知していない。

3. 給付費関係

- 1) 基本報酬（就労継続支援A型・B型）
- 2) 減算
- 3) 加算

1) 基本報酬

○就労継続支援A型

【令和6年度改正事項】

New!

★経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目が以下のように見直された。

- ・労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
- ・生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
- ・「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
- ・利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
- ・経営改善計画書未提出等の事業所への対応として、当該計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

1) 基本報酬

○就労継続支援A型

【指導事項・留意事項】

- ・スコア表の評価点の算定に誤りがあり、就労継続支援A型サービス費を過大に請求している事業所があった。「生産活動」の評価点の算定に留意すること。
 - ・スコア表の算出根拠となる資料を常備しておくこと。
 - ・就労支援事業（就労継続支援B型、就労移行支援含む）における会計処理にあたっては、就労支援事業とその他の事業に係る会計を区分すること。
- ⇒厚労省が示す 「就労支援事業会計の運用ガイドライン」を確認すること！

1) 基本報酬

○就労継続支援B型

【令和6年度改正事項】

New!

- ・平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引き上げ、低い区分の単価を下げる。
- ・新たに人員配置「6 : 1」の報酬体系を創設。
- ・平均工賃月額の算出方法が以下の通り変更。

$$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12 \text{月}$$

【指導事項】

平均工賃月額の算定方法について、新方式を用いて算出すること。

2) 減算

○情報公表未報告減算（全サービス共通）

【指導事項】

New!

障害者総合支援法第76条の3第1項の規定に基づく障害福祉サービス等の情報について、WAMNET上に情報を公表していない。

⇒令和6年度より減算に！！

サービスにより所定単位数の5%～10%減算 ※詳細は省略

○保育所等訪問支援給付費の算定（保育所等訪問支援）

【指導事項】

同一日に同一場所で複数の障がい児に保育所等訪問支援の提供を行っていたが、減算が適用されていない。

⇒同一日に同一場所で複数の障害児に保育所等訪問支援の提供を行った場合

所定単位数の7%減算！！

3) 加算

○人員に関する加算 ※各加算の対象サービスおよび要件については省略

- ・福祉専門職員等配置等加算
- ・人員配置体制加算
- ・目標工賃達成指導員配置加算
- ・賃金向上達成指導員等加配加算
- ・児童指導員等配置加算 など

【指導事項・留意事項】

・届出後、職員の異動や退職、長期休暇等により人員配置に変更が生じ、常勤換算の要件を満たさなくなったにもかかわらず加算を算定している。

⇒加算を含めた必要人員を常に把握し、毎月ごとの勤務表を作成する際に、人員配置基準に加えて加算要件を満たしているか確認すること。

⇒職員の人員配置に変更が生じた場合には、要件を満たしているかどうか特によく確認すること。

⇒退職時だけでなく、採用（増員）時にもリスクがあるので留意すること。

3) 加算

○その他留意すべき加算

①食事提供体制加算（通所系サービス）

【概要】

- ・収入が一定以下の利用者に対して、事業所内調理等により食事の提供を行った際に算定する。
- ・原則施設内の調理室を使用して調理し、提供された食事について算定するが、食事を提供する業務を第三者に委託することは差し支えない。
- ・施設外で調理されたものを提供する場合、運搬手段等について衛生上必要な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められる。

New!

【令和6年度追加された要件】

- ・管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認に関わっていること
- ・利用者ごとの喫食量を記録していること。
- ・利用者ごとの体重またはBMIを6月に1回以上記録していること。

体重（BMI）要件
特に注意！

3) 加算

○その他注意すべき加算

②延長支援加算（生活介護）

【概要】

・ 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の前後の時間において、日常生活上の世話を行った場合に、1 日の所要時間の時間に応じ算定する。

⇒ 1 日 9 時間以上の支援を行った場合に算定できる。

【留意事項】

・ 所要時間とは生活介護計画に定める時間ではなく、実際にサービス提供を行った時間であり、原則として送迎のみを実施する時間は含まない。

・ 延長時間帯に基準上置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を 1 名以上配置する必要がある。

3) 加算

○その他注意すべき加算

②延長支援加算（児童発達支援・放課後等デイサービス）

【概要】

・ 障害児ごとの通所支援計画に定める標準的な支援時間（※）に加えて別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、支援を行う前後の時間帯において延長支援を行った場合に、障害児の障害種別および延長時間に応じ、所定単位数を算定する。

※児童発達支援＆学校休業日に行う場合の放課後等デイサービス・・・5時間
授業の終了後に行う場合の放課後等デイサービス・・・・・・・・・・..3時間

【留意事項】

- ・ 延長支援が必要な理由（家族の事情等）についても通所支援計画に位置づけること。
- ・ 延長支援時間は1時間以上で設定すること。利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合は前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定すること。
- ・ 加算する単位数の区分の判定に当たっては、実際に要した延長支援時間によることを基本とする。ただし、実際の延長支援時間が通所支援計画に定めた延長支援時間を超える場合は通所支援計画に定めた延長支援時間による。
- ・ 延長支援時間における障害児の数が10人以下の場合には2人以上の従業者を配置すること。

3) 加算

○その他注意すべき加算

③欠席時対応加算（通所系サービス）

【概要】

- ・利用者があらかじめ通所を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日または当日に中止の連絡があった場合において、従業者が利用者または家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容を記録した場合に算定。
- ・電話等により確認することで足り、直接の面会や自宅への訪問等は要しない。
- ・算定は1月につき4回を限度とする。

【指導事項】

利用中止の連絡のあった日時、連絡者、利用者の状況、相談援助の内容等の記録が不十分である。

⇒単に欠席の連絡を受けたことの記録だけでは加算の対象にならない！

3) 加算



○その他注意すべき加算 ※詳細な要件については省略

④入浴支援加算（生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス）

【留意事項】

New!

令和6年度創設。生活介護と児童発達支援等では要件が異なり、児童発達支援等の要件はより詳細であるため留意すること。

⑤日中支援加算（共同生活援助）

【留意事項】

利用者が日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないときに当該利用者に日中支援を行った場合に算定できる。人員配置ほか、要件が複雑であるため詳細な要件を確認し、確実に要件を満たした上で本加算を算定すること。